

## ごあいさつ



大輪の花火が夜空を彩る季節となりました。皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

ここに、令和5年度(第93期)の営業の概要と決算の状況についてご報告を申し上げるにあたり、日頃のご愛顧に対しまして心から厚くお礼申し上げます。

さて、今期の国内経済は、新型コロナウイルスが感染症法分類の2類から5類に引下げられた結果、リベンジ消費等による景気回復が期待されたほか、「インバウンド」が回復し10月には訪日外国人観光客数が2019年同月の水準を上回りました。また、雇用拡大、賃上げ、価格転嫁が加速するなど企業活動も上向き

しましたが、実質賃金は前年比マイナス圏で推移したため個人消費は停滞しました。金融政策において、日本銀行はマイナス金利解除とYCC撤廃など異次元緩和からの転換を公表しましたが、緩和的な金融環境は維持する旨発表しました。斯様な中、年明けに発生した能登半島地震では、家屋や道路、港湾施設の損壊等により多数の方が犠牲となりました。また、液状化等により上下水道を始め各種インフラの復旧も儘ならない状況が続いています。

翻って、当地経済につき北陸新幹線が3月16日に延伸開業し、各種イベントや北陸応援割等の効果もあって入込客数が増加、これにより飲食店等は活況を呈しています。また、11月の敦賀港国際物流ターミナル拡張工事完了によりRORO船等による取扱貨物量増加が期待されます。なお、当該ターミナルでは2027年供用に向けた拡張工事が継続して実施されますので、今後、更なる人流・物流の増加が地元経済に好影響を与えるものと期待されます。

この様な環境下、当期の預金は、個人及び法人預金が減少し、期末残高は1,532億円、前期比△6億円、0.39%の減少、期中平残は1,540億円、前期比△2億円、0.13%の減少となりました。貸出金は、証書貸付が大きく減少したことから期末残高は463億円、前期比△19億円、4.11%減少、期中平残は475億円、前期比△1億円、0.40%の減少となりました。

収益面では、貸出金利息、有価証券利息配当金等の増収により資金運用収益は増収となりましたが、その他業務収益が減収となり、業務収益は前期比30百万円の減収となりました。その他経常収益が増収となったことから、経常収益は前期比88百万円の増収となりました。費用について、預金平残減少と利回り低下により資金調達費用は減少しました。その他業務費用は減少しましたが経費の増加により業務費用は前期比1百万円の減少に止まりました。貸倒引当金は戻入益に転じましたが、その他の経常費用が増加したことから経常費用は前期比45百万円増加しました。以上の結果、経常利益は前期比42百万円の増益となる300百万円となりました。業務純益は業務費用の増加により299百万円となりました。この結果、当期純利益は、前期比64百万円の増益となる256百万円となりました。

財務体質の健全性を示す自己資本比率は、前期比0.28ポイント上昇し12.07%となり引き続き健全性維持に問題のない水準であると考えております。

『つるしん「未来を拓く変革への挑戦」3か年計画』の初年度となる令和6年度は、地元事業者や地域住民の拠り所となる金融機関を目指し、収益力とコンプライアンスの強化を図るほか、「事業発展、経営力強化のための本業支援、経営改善支援に向け経営者に寄り添う“伴走型支援”に取り組むこと」を最重要課題と位置づけ取組んでまいります。また、引き続き外部機関・専門家等と連携し事業性評価の取組みを強化するなど「中小企業の支援」に取り組めます。

何卒、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

令和6年7月

理事長 島崎 利治

## 経営理念

### 『この地域とともに』

中小企業ならびに一般家庭の身近な地域金融機関として、お客様の事業や生活設計に役立つ信用金庫を目指し、地域経済の発展に尽くします。

## 経営方針

1. 経営基盤の拡充を図るとともに、健全経営を堅持します。
2. お客様の繁栄と地域の発展のため、金融サービスの強化を図ります。
3. コンプライアンスのもと、創造力ゆたかで活力溢れる人材を育てます。

## 行動指針

1. 原点に回帰 …… 相互扶助精神で小口の裾野金融を
2. 変化に対応 …… 社会環境の進展に即した金融機能を
3. 地域に浸透 …… 地域との絆を深め協働して社会繁栄を

## 内部管理基本方針

当金庫は、信用金庫法及び信用金庫法施行規則に基づき、以下のとおり、当金庫の業務の適正を確保するため、次の内部管理体制(以下、「内部管理」という。)の整備に取り組み、継続的にその実効性の確保に努める。

### 〔法令等遵守体制〕

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、当金庫の公共的使命と社会的責任等を基本とした「敦賀信用金庫企業倫理」及び「法令等遵守に関する規程」を定め、その徹底をはかる。
  - (2) 法令等遵守の具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を、また、法令等遵守を実現させるための具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定する。
  - (3) 法令等遵守に関する統括管理部署を設置し統括管理責任者を置くとともに、本部各部署及び営業店の長をコンプライアンス監督指導者とし、統括管理部署と連携して、コンプライアンス重視の組織風土の醸成・定着に努める。また、法令等遵守態勢の整備を図るためコンプライアンス委員会を設置する。
  - (4) 内部監査部署は、法令等遵守態勢の有効性及び適切性について監査を行い、必要に応じて被監査部署に改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証するとともに、その結果を理事会等に報告する。
  - (5) 公益通報者保護の窓口として、職員等がコンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接通報・相談を行うことができる窓口を統括管理部署に設ける。

### 〔情報管理体制〕

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
理事の職務の執行に係る情報として理事会、常務会、その他重要な諸会議について議事録及び稟議書等を作成し、文書保存規程に基づき適切に保存・管理する。

### 〔リスク管理体制〕

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 適正な統合的リスク管理を実現するため、「リスク管理諸規程」をリスク管理の基本規程として策定し、リスクカテゴリー毎にそれぞれのリスクの特性等に応じた管理規程等を策定する。
  - (2) 適正な統合的リスク管理を実現するため、当金庫全体のリスクを統合的に管理する部署(以下、「統合的管理部署」という。)、及びリスクカテゴリー毎に主管部署並びに担当部署を定め、リスク管理の実効性及び相互牽制機能を確保する。
  - (3) 統合的管理部署は、常勤理事や本部部門長が出席する「リスク管理会議」を定期的で開催し、リスクの状況を報告・協議するとともに、経営に重大な影響を与える事案については理事会に報告する。
  - (4) 内部監査部署は、リスク管理態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を常務会及び理事会に報告する。
  - (5) 大規模自然災害、重大なシステム障害などの不測の事態の発生時に生じ得る損害や影響を最小限に抑えるため、「危機管理対応計画書」に役職員の対応を定め、平時より危機管理態勢の整備に努める。

### 〔理事の職務の執行体制〕

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 理事会と常務会を一体化した意思決定・監督機関と位置づけ、その運営及び付議事項等を「理事会規程」、「常務会規程」に定める。
  - (2) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、理事会を原則月1回定期的で開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
  - (3) 理事会は、経営理念、経営方針、事業運営方針、業務・態勢に係る基本方針等を定め、より具体的な対応は各種委員会及び担当理事等が執行し、理事会付議事項以外の重要な案件は常務会の判断に委ねる。

### 〔監事の職務の補助及び補助する職員の独立性並びに当該職員に対する指示の実効性〕

5. 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項及び当該職員の理事からの独立性並びに当該職員に対する指示の実効性に関する事項
  - (1) 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合は、代表理事は監事と協議のうえ、監事を補助すべき職員を配置する。
  - (2) 監事を補助すべき職員の配置に当たっては、キャリア等を十分に考慮する。
  - (3) 監事の職務を補助すべき職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令のみに従い、理事の指揮命令を受けないこととする。

- (4) 監事の職務を補助すべき職員の人事異動及び考課等の人事権に係る事項や当該職員の懲戒処分等の決定については、予め監事に同意を求めることとする。

#### 〔理事及び職員等の監事への報告体制〕

6. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- (1) 理事及び職員(以下、「理事等」という。)は、理事会その他監事の出席する重要な会議において、随時その職務の執行状況の報告を行う。
  - (2) 理事等は、当金庫に著しい損害を及ぼす事実等、当金庫に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに監事に報告を行う。
  - (3) 監事は、業務執行にかかる重要な書類を適宜閲覧するほか、必要に応じて理事等に対して説明を求めることができる。

#### 〔前項の報告を行った者の身分の保護等〕

7. 前項の監事への報告を行った者が、当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 当金庫は、公益通報者保護規程に基づき、監事への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱い(人事異動や考課等の人事権に係る事項のほか、嫌がらせの言動などの報復措置等の一切を含む)を行うことを禁止し、当該規程の内容を当金庫の役職員に周知する。
  - (2) 当金庫は、前号の報告を行った者の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じる。
  - (3) 公益通報者保護規程において、監事への報告については、匿名で行うことを認めるとともに、その報告を行った者の個人情報及びその報告内容を開示してはならない旨を規定する。
  - (4) 前号の報告を行った者に対して不利な取扱いを行った者がいた場合には、公益通報者保護規程や就業規則等に則り厳格な処分を行う。

#### 〔監事の職務執行に係る費用等の処理等〕

8. 監事の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 当金庫は、監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務がその職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
  - (2) 当金庫は、不祥事発生時等において、監事が外部の専門家(弁護士、公認会計士等)を利用することを請求した場合、当該請求がその職務の執行に必要なと認められる場合を除き、その費用を負担する。
  - (3) 当金庫は、当金庫の経営計画及び監事の監査計画等に基づき、毎年、一定額の監査費用に係る予算を計上することとし、その額の決定にあたっては、予め監事の同意を要するものとする。
  - (4) 当金庫は、監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、上記予算額を超過する場合であっても、その職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに費用又は債務を処理する。

#### 〔監事監査〕

9. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監事は、「監事会規程」及び「監事監査基準」に基づく、理事会その他重要な会議への出席、及び内部監査部署・会計監査人等との関係を通じ、適正な監査の実施に努める。
  - (2) 監事会は、独自に意思形成を行うため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士その他の外部専門家を活用する。
  - (3) 代表理事は、監事の要請に基づき監事会に出席し、業務執行の状況についての説明や監事監査の環境整備等について意見交換を行う。

## リスク管理体制について

金融の自由化や情報処理・通信技術の進展など、金融機関を取り巻く環境は大きく変化し、取扱い業務や金融サービスも多様化する一方、金融機関の抱えるリスクは急激に複雑化、多様化しております。

こうした金融環境のもと、当金庫はリスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、「リスク等管理方針」、「各リスク管理規程」等を定め、同方針・規程等に基づく、「リスク管理会議」等を開催しているほか、リスク管理の統括部署として総合企画室を設け、リスク管理体制の強化・充実に努めております。

## 統合的リスク管理態勢

統合的リスク管理とは、金融機関の直面する各種リスクを個々に管理しているものを総合的に捉え、金融機関の経営体力(自己資本)と比較・対照することで、自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

当金庫は、さまざまなリスクを統合的に管理するため、「リスク管理の基本方針」、「統合的リスク管理規程」、「各種リスク管理規程」等を定めております。

また、年度毎に「リスク管理行動表」を定め、各リスク管理主管部署・担当部署より「リスク管理会議」、「ALM会議」等で報告を行い、リスク管理手法等の充実に努めております。

## 信用リスク

信用リスクとは、お客さまの財務状況の悪化等により、貸出金の元本の回収や利息の徴求が困難となって、金融機関が損失を被るリスクのことをいいます。

当金庫では、貸出資産の健全性の維持・向上を図るため、貸出業務の基本的な定義等を明示した「信用リスク管理規程」を制定し、「融資役員者会議」等で役職員に遵守を促すとともに、信用リスクを認識する管理態勢の構築に努めています。

また、信用リスク管理の状況については、「リスク管理会議」、「融資常務会」等で経営陣に対する報告態勢を整備しております。

## 市場関連リスク

市場関連リスクとは、金利、株価、為替などの変動により、保有する資産(オフバランス資産含む)の価値が変動し損失を被るリスクのことをいいます。

当金庫では、市場取引における市場関連リスクの管理方法を定め、リスクを適正に把握し、これを当金庫として取り得る許容範囲内に収めるとともにリスク管理による適切な収益確保を図っております。このため「資金運用報告書」、「ALM会議」、「リスク管理会議」等により経営陣に報告を行う態勢を整備しております。

## 流動性リスク

流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされること等によって損失を被る「市場流動性リスク」と、財務内容の悪化等により必要な資金の確保が困難となったり、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたりする「資金繰りリスク」をいいます。

当金庫は、安定した資金繰りを行うため調達・運用の状況を「流動性リスク管理表」、「資金繰り表」等に的確に把握し、円滑な資金繰りに努めております。

## オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、事務リスク、システムリスク、評判リスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスクという幅広いリスクとして捉え、複雑化、多様化するリスクに対する管理態勢の構築に努めております。

### 【事務リスク】

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事務上のミスや不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、内部規程・マニュアルの整備、職員指導の実施、内部監査の強化により、日常業務における事務ミスの未然発生防止や役職員による不正防止に努めております。

### 【システムリスク】

システムリスクとは、コンピュータシステムの障害や誤作動、システムの不備、コンピュータの不正利用等により、損失を被るリスクをいいます。

当金庫は、主要業務(預金・融資・為替)は「一般社団法人しんきん共同センター(西日本センター)」に加盟しており、同センターのシステム体制により障害や災害等の対応のための整備が図られています。また、情報資産保護に関する基本方針(セキュリティーポリシー)・個人情報保護方針等を策定し、お客さまのデータ保護等に関する管理体制の充実に努めております。

### 【評判リスク】

評判リスクとは、金融機関の資産の健全化や収益力、自己資本などのリスク耐久力、規模、成長性、利便性などの評判を形成する内容が劣化し、お客さまから見て金融機関への安心度、親密度が損なわれることにより、評判が低下するリスクをいいます。

当金庫は、評判リスクの適正な管理を行うため「評判リスク管理要領」等を定め、経営の維持・安定を図るよう努めております。

### 【法務リスク】

法務リスクとは、金庫経営、金庫取引にかかる法令・金庫内規程等に違反する行為やその恐れのある行為が発生することで信用の失墜を招き、損害を被るリスクをいいます。

当金庫は、「敦賀信用金庫行動綱領」、「コンプライアンス・プログラム」、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、各部室店にコンプライアンス監督指導者を配置し、法令等遵守態勢の強化を図り、「コンプライアンス実施計画書」に基づき職員のコンプライアンス意識の向上に努めております。

### 【人的リスク】

当金庫における人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)、差別的行為(セクシャルハラスメント等)等から生じる損失・損害をいいます。

当金庫は、「就業規則」、「コンプライアンス・マニュアル」等の厳格な運用により対応を図っております。

### 【有形資産リスク】

当金庫における有形資産リスクとは、災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害をいいます。

当金庫は、火災保険等損害保険の加入により、これらに備えております。

## コンプライアンス(法令遵守)体制について

「コンプライアンス」とは、法令や内部規程等及び社会倫理・道徳などの社会的規範を遵守することをいいます。

当金庫は、業務の健全性および適切性を確保するため、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の最重要課題の一つとして位置付け、企業倫理の確立とコンプライアンス態勢の充実、強化を図るため、「法令等遵守方針」を制定しております。

具体的には、年度毎の実践計画として、「コンプライアンス・プログラム」を策定し、これに基づき研修等を実施し、コンプライアンスの周知徹底を図っております。

日常業務では、総務部を「コンプライアンス統括管理部署」とし、本部各部室長ならびに営業部店長を「コンプライアンス監督指導者」に任命し、コンプライアンスの啓蒙・徹底に努めております。

また、金融商品などの勧誘に際しても、説明責任の徹底と適合性の原則等に則った勧誘方針を策定し、適正な勧誘の確保を図り、お客さまの利益保護に努めております。

### 敦賀信用金庫行動綱領

#### 【信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任】

1.信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

#### 【質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献】

2.経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

#### 【法令やルールの厳格な遵守】

3.あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

#### 【地域社会とのコミュニケーション】

4.経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

#### 【従業員の人權の尊重等】

5.従業員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

#### 【環境問題への取り組み】

6.資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

#### 【社会貢献活動への取り組み】

7.信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

#### 【反社会的勢力との関係遮断】

8.社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。

## 金融ADR制度への対応

### 【苦情処理措置】

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は71ページ参照）または、総務部（電話：0770-22-9430）にお申し出ください。

### 【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記総務部または、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、福井弁護士会（電話：0776-23-5255）、金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、富山県弁護士会（電話：076-421-4811）、東京三弁護士会【東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）】の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにご利用いただけません。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部」にお尋ねください。

## 顧客保護等管理方針

当金庫はお客様の自由な意思を尊重し、その資産、情報およびその他の利益を保護するため、以下の事項について誠実に取組み、お客様の信頼に応えてまいります。

1. 当金庫は、法令やルールを適正に遵守し、社会規範に則り、誠実且つ公正な企業活動を遂行します。また、お客様の正当な利益の保護や利便性の向上にむけて継続的な取組みを行ってまいります。
2. 当金庫は、お客様への説明を要する全ての取引や商品について、そのご理解や経験・資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
3. 当金庫は、お客様からのご意見や苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様のご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客様の正当な利益が保護されるように努めてまいります。また職員への教育・研修に努めてまいります。
4. 当金庫はお客様の情報を適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱やお客様の同意を得ることなく外部への提供を行いません。またお客様の情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流失・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
5. 当金庫が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客様の情報の管理やお客様への対応が適切に行われるよう努めてまいります。

- 本方針の「お客様」とは、「当金庫で取引されている方および今後取引を検討されている方」をいいます。
- 本方針の「お客様への説明を要する全ての取引」とは、与信取引、預金等の受入れ、金融商品の販売、仲介、募集等のお客様と当金庫との間で行われる全ての取引をいいます。

## マネー・ローダリング、テロ資金供与、拡散金融対策ポリシー

当金庫は、マネー・ローダリング、テロ資金供与、拡散金融（以下、「マネロン等」といいます。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針  
当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。  
経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。
2. 管理態勢  
当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の主管部を設置し、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

3. リスクベース・アプローチ
 

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、国によるリスク評価(犯罪収益移転危険度調査書)及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。

また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点からリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。
4. 顧客の管理方針
 

新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。

また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。

なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証跡資料等の提出を求めます。
5. 疑わしい取引の届出
 

営業店からの報告や取引フィルタリングシステム等による検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。
6. 経済制裁及び資産凍結
 

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。
7. 役職員の研修
 

マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。
8. 実効性の検証
 

マネロン等リスク管理態勢について、主管部による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。
9. 顧客からの理解促進
 

新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取組みます。

## 利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本管理方針および当金庫が定める顧客保護等管理規程に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」という。)し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象といたします。
  - (1)次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
    - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
    - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
    - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
  - (2)①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理いたします。
  - ① 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
  - ② 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
  - ③ 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
  - ④ 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。
 

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規程等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証いたします。

# 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

敦賀信用金庫  
〒914-8688 福井県敦賀市本町1丁目11番7号  
理事長 島崎 利治

2024年7月17日

## 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人番号等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

### 1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。）、または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。

なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。

- (1) 身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるよう変換したデータ  
＜例＞顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等
- (2) 国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号  
＜例＞運転免許証番号、パスポート番号、個人番号（マイナンバー）等

### 2. 個人情報等の取得・利用について

#### (1) 個人情報等の取得

- 当金庫は、あらかじめ利用目的を明確にして個人情報の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号・性別・生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。
- お客様の情報は、
  - ① 預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
  - ② 営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客様から取得した事項
  - ③ 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
  - ④ 電子交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
  - ⑤ その他一般に公開されている情報等から取得しています。

#### (2) 個人情報等の利用目的

- 当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報を利用し、それ以外には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示・提供することはありません。

#### A. 個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的

##### 【業務内容】

- ① 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務
- ② 公共債・投信販売業務、保険販売業務、信託業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
- ③ その他信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

##### 【利用目的】

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ② 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥ 与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫ 各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
- ⑬ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

##### 【法令等による利用目的の限定】

- ① 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ② 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外に利用・第三者提供いたしません。

#### B. 個人番号の利用目的

- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
  - ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
  - ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
  - ④国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
  - ⑤非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
  - ⑥教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
  - ⑦預貯金口座付番に関する事務
  - ⑧住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等に関する法定書類作成・提供事務のため
- 上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

### (3) ダイレクト・マーケティングの中止

- 当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。

### 3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

### 4. 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

- お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求（第三者提供記録の開示も含まれます。）があった場合には、請求者をご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客様本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客様からの個人情報の利用目的の通知並びに個人情報等の開示及び第三者提供記録の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- 以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、お取引店または下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。必要な手続きについてご案内させていただきます。

### 5. 個人情報等の安全管理について

- 当金庫は、お客様の個人情報の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規程等においてに定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- (1) 個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記8. の相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。
- (2) 取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。
- (3) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
- (4) 個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
- (5) 個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- (6) アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

### 6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- 定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ダイレクトメールの発送に関わる事務
- 情報システムの運用・保守に関わる業務

### 7. 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客様から同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示しし、原則として書面（電磁的記録を含みます）にて同意をいただくこととします。

また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報等について情報提供いたします。

- ※ 同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨及びその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨及びその理由等について情報提供します。この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①・②の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客さまのご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申し出ください（ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除きます）。

### 8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、お取引店または下記までご連絡下さい。

〔個人情報に関する相談窓口〕 敦賀信用金庫 コンプライアンス担当部署（総務部）  
住所：〒914-8688 福井県敦賀市本町1丁目11番7号 電話番号：0770-22-9430

## 金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、以下の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくため当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

## 保険募集指針

当金庫は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。  
万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当金庫は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについて適切な説明を行います。
- 当金庫は、取扱い保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当金庫の取扱商品のうち、「個人年金保険※・一時払終身(養老)保険※・住宅関連の長期火災保険・債務返済支援保険・海外旅行傷害保険」を除く保険商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や保険金額等に制限が課せられています。(※の保険商品は、個人契約の場合のみ(以下同じ。))
  - (1) 保険契約者・被保険者が下記のいずれかに該当する場合には、当金庫の会員の方を除き、制限の課せられている保険商品をお取扱いできません。
    - ① 当金庫から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主の方(以下、総称して「融資先法人等」といいます)
    - ② 従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方
  - (2) 「上記(1)に該当する当金庫の会員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」が保険契約者となる「個人年金保険・一時払終身(養老)保険を除く生命保険商品・傷害保険を除く第三分野の保険商品(医療保険等)」の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額(以下「保険金額等」といいます)を、次の金額以下に限定させていただきます。
    - ・生存または死亡に関する保険金額等: 1,000万円
    - ・疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
      - ① 診断等給付金(一時金形式): 1保険事故につき100万円
      - ② 診断等給付金(年金形式): 月額換算5万円
      - ③ 疾病入院給付金: 日額5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】 ※合計1万円
      - ④ 疾病手術等給付金: 1保険事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】 ※合計40万円
- 当金庫は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。  
なお、ご相談内容によりましては、引受保険会社所定の連絡窓口へご案内、または保険会社と連携して対応させていただく場合がございます。
- 当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。  
また、お客様から寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

保険契約に関する苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記にて承ります。  
敦賀信用金庫 総務部 電話番号:0770-22-9430 [受付時間:当金庫営業日の9時~17時]

1. 預金及び定期積金の受入れ
2. 資金の貸付け及び手形の割引
3. 為替取引
4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
  - (1) 債務の保証又は手形の引受け
  - (2) 有価証券(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は、有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)
  - (3) 有価証券の貸付け
  - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
  - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証券の取得・譲渡に係る付随業務)
  - (6) 短期社債等の取得又は譲渡
  - (7) 次に掲げる者の業務の代理  
株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、日本銀行、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構、東日本建設業保証株式会社、日本酒造組合中央会、一般社団法人しんきん保証基金、一般社団法人全国石油協会、独立行政法人福祉医療機構
  - (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)  
イ 金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
  - (9) 信託会社または信託業務を営む金融機関の業務の媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る)。  
信金中央金庫
  - (10) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
  - (11) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
  - (12) 振替業
  - (13) 両替
  - (14) デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であって信用金庫施行規則で定めるもの(5)に掲げる業務に該当するものを除く。)
  - (15) 金融等デリバティブ取引(5)及び(13)に掲げる業務に該当するものを除く。)
  - (16) 地域活性化等業務(信用金庫法施行規則で定めるもの)
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記4により行う業務を除く。)
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
  - (1) 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
  - (2) 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)により行う業務
  - (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
  - (4) 電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

## トピックス

- 令和5年 4月 ● SDGsの取組みの一環として、三方五湖保全対策協議会が実施する三方五湖周辺の清掃活動に参加しました。  
● 創立90周年記念事業として、メジャーリーグボストンレッドソックスの吉田正尚選手と当金庫理事長によるWEB対談を行いました。  
● 日立チャンネルソリューションズ㈱とカーボンバッテリーを使用した電動バイクの実証実験の取組みを開始しました。
- 令和5年 5月 ● 信金キャピタル㈱とM&A仲介業務に関する協定を締結しました。
- 令和5年 6月 ● 「敦賀信用金庫90周年記念誌」を発刊しました。  
● 「第20回リサイクル定期預金」の発売を開始しました。  
● SDGsの取組みの一環として、「海ごみゼロプロジェクト in 敦賀」にて清掃活動を行いました。
- 令和5年 7月 ● 北陸新幹線敦賀延伸記念懸賞付定期預金「希望」の抽選会を本店営業部ロビーにて実施しました。  
● デジタル化への推進に向けて法人ポータル「つるしんケイエール」の取扱いを開始しました。
- 令和5年 9月 ● 「こたら送金」および「Bank Pay」の取扱いを開始しました。  
● 敦賀市と連携し、健康支援アプリ「敦とんあるこ」に係るポイント事業として、敦賀市内の飲食店にて利用できるクーポン券プレゼント企画「飲食店応援杯」に取り組みました。
- 令和5年10月 ● 福井県下4信用金庫統一ボランティア活動「しんきんクリーン作戦」において敦賀市・美浜町・若狭町(旧三方町)の各駅を役職員全員で清掃しました。  
● 本店営業部の休日営業を土曜日のみの営業に変更いたしました。  
● 中小機構(金沢キャンパス)と連携し、「デジタルの力で敦賀・若狭エリアに誘客を図ろう!マーケティングやブランディングを踏まえたSNS活用セミナー」を開催しました。(計2日間)  
● 「預かり資産(マネープラン)相談会」を開始しました。  
● 北陸新幹線開業の機運醸成に向けて本店ロビー展を開催しました。
- 令和5年11月 ● 東京ビックサイトで開催した「よい仕事おこしフェア」に参加し、北陸新幹線敦賀開業や観光PRに取り組みました。
- 令和5年12月 ● 「第2回エコ定期預金」の発売を開始しました。  
● しんきん保証基金付住宅ローンのWEB来店相談サービスおよびWEB申込みを開始しました。  
● 敦賀市が運営する健康アプリ「敦とんあるこ」と連携した「飲食店応援杯」を開催しました。
- 令和6年 1月 ● 「新NISA」の取扱いを開始し、投資信託19商品を追加しました。  
● 住宅ローン契約者に対する生活支援として「住宅サポートローン・サポートローンワイド」の発売を開始しました。  
● 「リサイクル定期預金」発売期間中の増加額に応じた一定割合を、環境保護を目的として敦賀市・美浜町・若狭町に寄付をしました。
- 令和6年 2月 ● 松原支店・中央町支店の新築移転オープンを記念し懸賞品付定期預金を発売しました。
- 令和6年 3月 ● 北陸新幹線敦賀開業記念企画「首都圏に向けた『販路拡大相談会』」を開催しました。  
● 北陸新幹線敦賀開業にあたり「おもてなしワークショップ」や「つるが街波祭」に役職員45名がボランティア参加しました。  
● 店舗運営の効率化を目的として、中央町支店(店舗内店舗:松原支店)を新築移転オープンしました。  
● SDGsの取組みの一環として、中池見湿地清掃を行いました。  
● 「敦賀まちゼミ」参画事業、セミナー「親子で学ぶお金の大切さ」を開催。小学生親子25名が参加しました。

※1 リサイクル定期預金

敦賀市・美浜町・若狭町の資源ゴミの増加度合いによって金利が上乘せされる定期預金

※2 eCO(エコ)定期預金

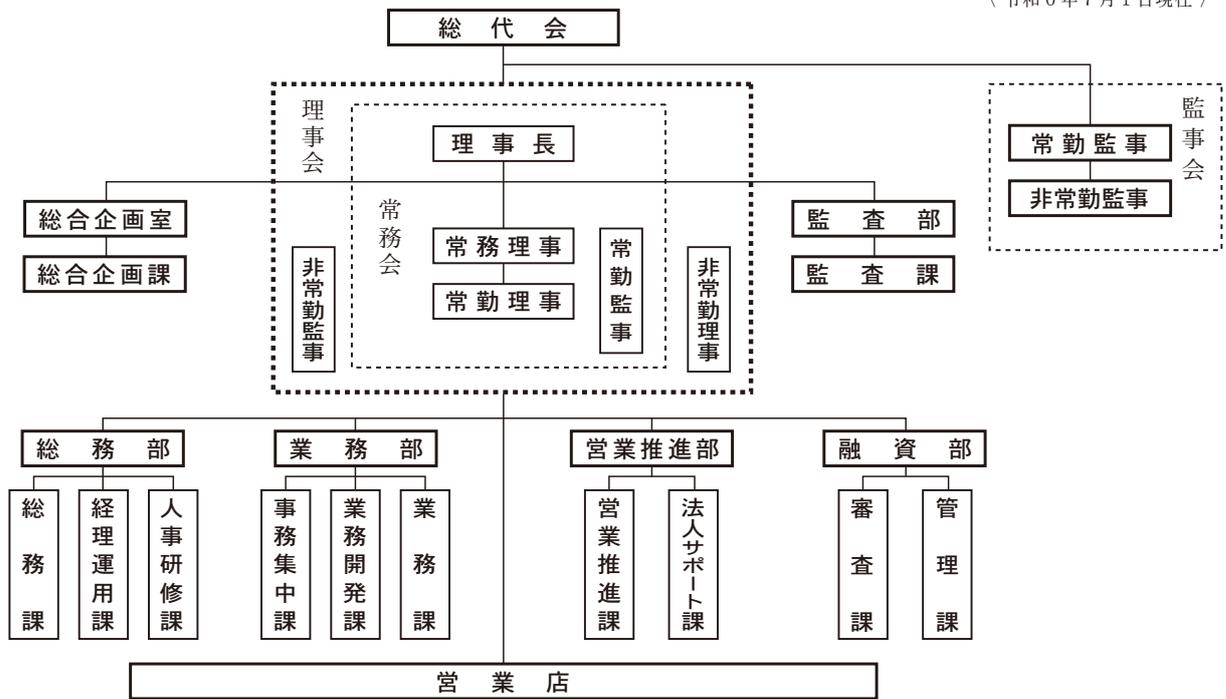
敦賀市・美浜町・若狭町の燃やせるゴミの減少度合いによって金利が上乘せされる定期預金

### 年金相談会

令和5年度中 13回開催 (84名参加)

## 事業の組織

〈令和6年7月1日現在〉



## 役員等一覧

〈令和6年7月1日現在〉

理事長 (代表理事)	島崎 利治	常勤監事	川端 利明
常務理事 (代表理事)	高岸 裕尚	監事	西浦 茂之
常務理事 (代表理事)	松中 尚巳	員外監事	桑村 典之 <sup>(※2)</sup>
常勤理事	梅木 智巳		
常勤理事	西部 拓		
理事	小森 英雄 <sup>(※1)</sup>		
理事	刀根 莊兵衛 <sup>(※1)</sup>		
理事	徳本 達郎 <sup>(※1)</sup>		

(※1) 理事 小森 英雄、刀根 莊兵衛、徳本 達郎は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

(※2) 監事 桑村 典之は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

## 出資総額・総口数・会員数・配当率の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
出資総額 (百万円)	263	263	265	266	266
総口数 (口)	527,974	527,974	531,244	533,344	533,344
会員数 (人・社)	6,980	6,772	6,601	6,481	6,352
配当率 (%)	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0

## 職員数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
職員数 (人)	95	94	94	89	92
男子	59	58	55	50	50
女子	36	36	39	39	42
平均年齢 (才)	39.4	39.2	38.9	38.9	39.9
平均勤続年数 (年)	17.2	17.4	17.3	17.4	16.8

## 会計監査人の名称

〈令和6年7月1日現在〉

EY新日本有限責任監査法人

## 役職員の報酬体系

<報酬体系について>

### 1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

##### 【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰勞金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

#### (2) 令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

\*本項目における計数は全て単位未満を切り捨てて表示しております。(単位：百万円)

区 分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬等	100

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」73百万円、「賞与」14百万円、「退職慰勞金」12百万円となっております。

なお、「退職慰勞金」は、当年度中に支払った退職慰勞金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

#### (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

### 2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和5年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

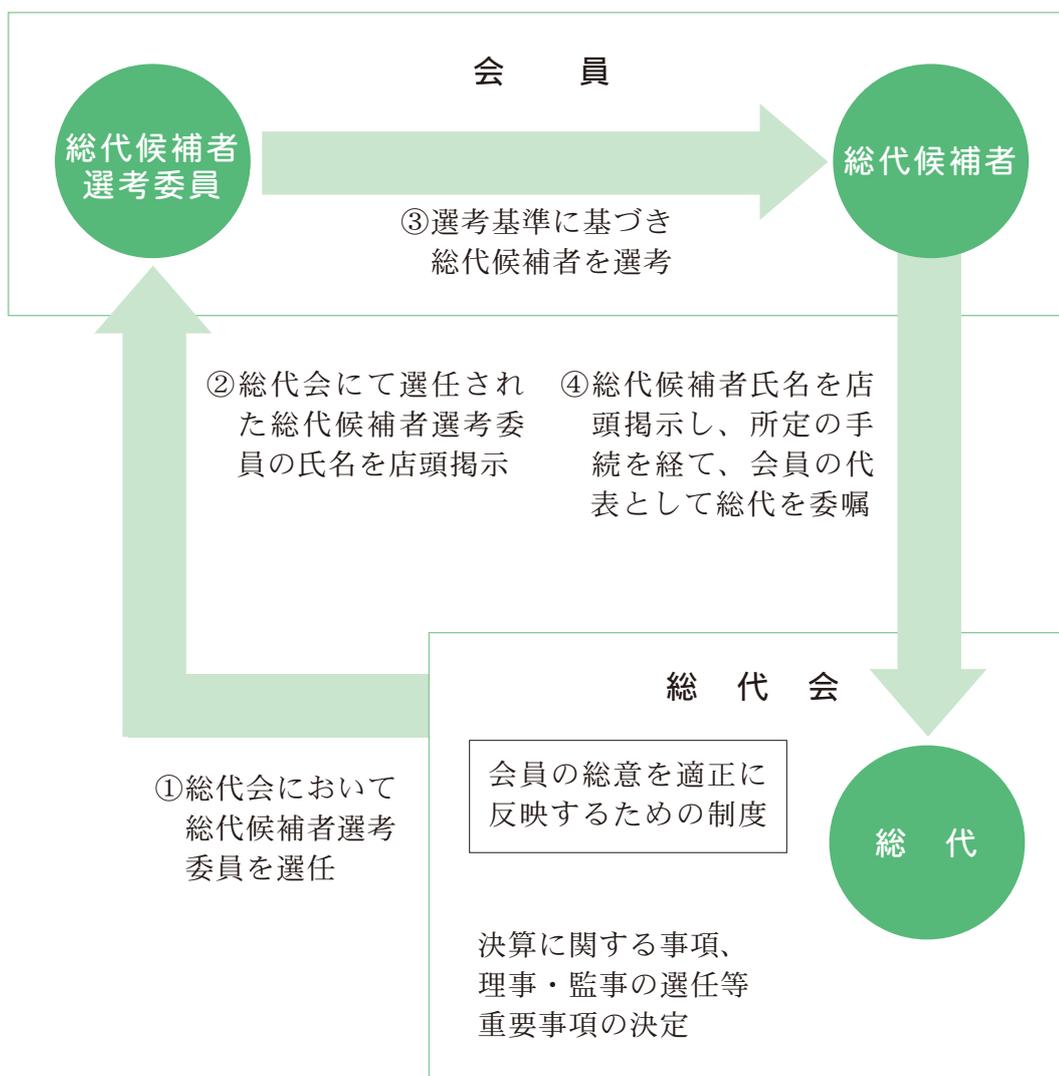
## 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員1人1人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員1人1人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

総代会は、会員1人1人の意見を適正に反映するための開かれた制度です。



## 総代とその選任方法

### (1) 総代の任期・定数・定年

- ・総代の任期は当金庫「定款」に、定数は「定款」及び「総代の選任区域および定数に関する規定」に定められております。
  - ・総代の任期は3年です。また、定年は満75歳です。
  - ・総代の定数は60人以上90人以下の範囲で会員数に応じた選任区域ごとの総代人数を定めており、現在の総代定数は65人です。
- 令和6年3月末現在の総代数は65人で、会員数は6,352人です。

〈令和6年3月31日現在〉

選任区域	会 員 数			総代定数
	個 人	法人等	合 計	
1 区 北・東浦・東郷地区	700	132	832	9
2 区 西・南・中郷・愛発地区	1,063	234	1,297	15
3 区 松原・西浦地区	1,017	219	1,236	13
4 区 栗野地区	1,253	172	1,425	13
5 区 美浜地区	760	121	881	10
6 区 三方上中郡若狭町・ 上中町以西・南条郡など	589	92	681	5
合 計	5,382	970	6,352	65

※合計欄には「その他の地区」を含んでおります。

### ・総代の属性別構成比

〈令和6年3月31日現在〉

職業別	法人・法人代表者など(95.4%)、個人事業主(4.6%)
年代別	70代以上(23.1%)、60代(36.9%)、50代(29.2%)、40代(10.8%)
業種別	建設業(35.4%)、卸・小売業(32.3%)、製造業(9.3%)、サービス業(7.7%)、飲食業(6.2%)
	旅館業(4.6%)、医療・福祉業(1.5%)、運輸・郵便業(1.5%)、不動産業(1.5%)

### (2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者選考基準（注）に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ その総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

#### (注) 総代候補者選考基準

##### ① 資格要件

- ・当金庫の会員であること

##### ② 選考基準

- ・地域における信望が厚く、総代として相応しい見識を有している方
- ・金庫の理念をよく理解し、金庫との取引が良好であること
- ・地域の情報に通じ、金庫に対する協力者であること
- ・事業者の場合は、経営内容が良好であること
- ・その他総代選考委員が適格と認めた方

## 総代が選任されるまでの手続きについて

地区を6区の選任区域に分け、会員数に応じて各選任区域ごとに総代の定数を定める。

### ①総代候補者選考委員の選任

総代会の議決により、選任区域ごとに会員のうちから選考委員を委嘱

選考委員の氏名を店頭に掲示

### ②総代候補者の選考

選考委員が総代候補者を選考

理事長に報告

総代候補者の氏名を1週間店頭掲示

前記掲示について当金庫ホームページに公告

異議申出期間（公告後2週間以内）

### ③総代の選任

- ・選任区域の会員から異議がない場合  
または
- ・異議の申出が選任区域の会員数の  
1/3に達しない総代候補者

- ・選任区域の会員数の1/3以上の  
会員から異議の申出があった場合、  
当該総代候補者は選任されない

当該総代候補者が選任区域  
の総代定数の1/2以上

当該総代候補者が選任区域  
の総代定数の1/2未満

他の候補者を選考

欠員（選考を行わない）

（上記②以下の手続を経て）

理事長は総代に委嘱

総代の氏名を店頭で1週間掲示

# 総代名簿

（令和6年3月31日現在）

1区	河原 継男 ⑥ 福地 礼造 ⑥	小林 利一 ④ 増田 貴 ①	小森 英雄 ⑥ <small>[小森商事(株)]</small> 宮川 孝 ⑥	高橋 一郎 ⑤ 山本 優 ⑤	中井 美朗 ⑤
2区	池端 武司 ⑥ 徳本 泰弘 ⑥ 西浦 茂 ⑤	岩井 誠 ⑦ 刀根 莊兵衛 ⑩ 新田 茂夫 ②	打它 将 ① 中村 孝男 ⑥ 平井 克彦 ①	篠原 秀和 ① 中村 紀明 ⑦ 文室 進 ⑤	谷口 清治 ① 名子 央 ① <small>[（有）なご呉服店]</small> 宮元 武利 ① <small>[（株）ミヤゲン]</small>
3区	江村 洋 ① 下西 幸雄 ① <small>[（有）下西農園]</small> 畠 聖史 ①	景山 恒典 ① 高野 芳映 ① 家高伊知郎 ⑦	角野 雅之 ⑥ 堤 利市 ⑦ 山岸 健一 ⑥ <small>[新保興業(株)]</small>	川上 究 ⑥ 中村 一男 ③	小森 英宗 ⑤ <small>[キコー総合(株)]</small> 西部 孝希 ⑥ <small>[大洋自動車工業(株)]</small>
4区	赤坂 敬造 ② <small>[（有）敦賀ヨーロッパ軒]</small> 田辺 克次 ⑥ <small>[（有）ツルカ薬局]</small> 松葉 潤 ①	春日野敏久 ② 徳本 達之 ⑤ 矢田 耕平 ④ <small>[（有）丸和製材所]</small>	加藤 和久 ① 中西 昭広 ① 矢田 弘 ①	小坂 哲朗 ① <small>[（有）千束]</small> 野添 正隆 ③	下畑 武 ⑥ 橋詰 実 ③
5区	加茂 直人 ① 谷口 直利 ①	河村 将博 ① 橋本 富夫 ⑥	武田 利彦 ⑤ 備前 淳 ②	竹長 徹 ② 廣瀬 信一 ⑥	田辺 治和 ① 安井 晶洋 ④
6区	石川 浩 ①	小堀 和広 ⑤	武笠雄志郎 ②	田辺 一彦 ③	前田 良治 ④

※ 法人総代は、氏名の下に会社名を記載

（アイウエオ順）

※ 氏名横の丸囲い数字は就任回数

## 通常総代会の決議事項

第73回通常総代会（令和6年6月14日開催）において、次の事項が付議され以下のとおり報告並びに決議されました。

- ①報告事項 第93期（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）  
業務報告、貸借対照表、損益計算書報告の件  
上記計算書類の内容を報告いたしました。
- ②決議事項  
第1号議案 第93期（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）  
剰余金処分案承認の件  
原案通り承認可決されました。
- 第2号議案 定款第15条に基づく会員除名の件  
原案通り承認可決されました。
- 第3号議案 総代候補者選考委員選任の件  
原案通り承認可決されました。
- 第4号議案 理事全員の任期満了に伴う選任の件  
下記の8氏が選任され、就任いたしました。  
島崎 利治 高岸 裕 松中 尚 梅木 智巳 西部 拓  
小森 英雄 刀根 莊兵衛 徳本 達郎
- 第5号議案 監事全員の任期満了に伴う選任の件  
下記の3氏が選任され、就任いたしました。  
川端 利明 西浦 茂 桑村 典之
- 第6号議案 退任理事に対する退職慰労金贈呈の件  
理事会へ一任することに承認可決されました。

以上

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せ下さい。

## 敦賀信用金庫の歩み

昭和 7年 8月	有限責任敦賀信用組合設立		
昭和20年 7月	空襲により事務所焼失、一時休業		
昭和21年10月	庶民金庫の業務取扱開始		
昭和23年 4月	市街地信用組合法による改組		
昭和24年 6月	国民金融公庫(旧庶民金庫)の代理業務取扱開始		
昭和27年 1月	信用金庫法による敦賀信用金庫に改組		
昭和28年12月	河原市支店開設(現美浜支店)		
12月	本店ビル新築移転		
昭和29年 4月	中小企業金融公庫代理業務取扱開始		
昭和31年 1月	三方支店開設		
昭和33年12月	全信連代理業務取扱開始		
昭和34年 6月	住宅金融公庫代理業務取扱開始		
昭和40年 9月	神楽支店開設		
昭和45年 4月	営業地区拡張(小浜市、遠敷郡、大飯郡)		
9月	松原支店開設		
昭和47年 7月	環境衛生金融公庫代理業務取扱開始		
昭和49年 8月	栗野支店開設		
昭和51年10月	大阪共同事務センター加盟		
12月	駅前支店開設		
昭和54年 4月	“年金友の会”発足		
12月	日本銀行との当座取引開始		
昭和55年10月	両替商業の開始(本店)		
11月	日本銀行歳入代理店認可		
昭和57年 4月	本店新築落成、創立50周年式典開催		
昭和58年 6月	営業地区拡張(武生市、南条郡)		
昭和59年 1月	国債窓口販売開始		
12月	日銀国債代理店認可		
昭和60年 5月	金山支店開設		
昭和62年10月	“味覚の会”発足		
平成元年12月	中央町支店開設		
平成 8年 5月	美浜支店新築移転		
9月	全店舗の自動機コーナーを無人稼働		
11月	谷口理事長黄綬褒章受章		
平成11年 3月	福井手形交換所へ参加		
平成13年 3月	スポーツ振興くじ払戻し業務開始		
4月	住宅ローン長期火災保険の取扱い開始		
平成14年 4月	投資信託の窓口販売の取扱い開始		
9月	つるしんOB会の発足		
10月	生命保険の窓口販売業務を開始		
12月	敦賀市・三方郡のゴミ減少度合いに応じて金利が上乗せされる定期預金[eco(エコ)定期預金]を発売		
平成15年 2月	個人向け国債の窓口販売業務を開始		
平成16年 5月	個人インターネットバンキングの取扱開始		
6月	資源ゴミの回収量に応じて金利がアップする「リサイクル定期」を新発売		
平成17年 2月	「リサイクル定期」が「2004日経優秀製品・サービス賞最優秀賞日経金融新聞賞」を受賞		
6月	「第8回信用金庫社会貢献賞特別賞」を受賞		
平成18年 2月	「第8回グリーン購入大賞—環境大臣賞—」を受賞		
11月	法人インターネットバンキングの取扱開始		
平成19年 3月	福井県との間で「環境協定」を締結		
6月	「関西エコオフィス大賞」(大企業部門)を受賞		
平成20年 6月	偽造・不正防止のため、「指静脈認証機能付ICキャッシュカード」の取扱開始		
平成24年10月	「創立80周年記念事業」地公体に対し図書購入費を寄贈。(敦賀市・美浜町・若狭町)		
11月	松本理事長旭日双光章受章		
平成25年 2月	でんさいネット業務の取扱いを開始。		
3月	「創立80周年記念事業」プラザ萬象前に「二宮尊徳翁像」を建立し敦賀市に寄贈		
3月	地域密着型金融の取組みにおける外部支援団体と連		
		携した取組みが平成24年度における優れた取組みとして評価され北陸財務局長より顕彰状を授与	
		中小企業の再生・創業・新事業を支援するため一般社団法人福井県中小企業診断士協会と覚書を締結	
平成26年 2月		福井県内7金融機関ATM手数料無料化にJA(13行)が参加し、「福井ふるさとネット」と改名	
		三方支店新築移転オープン	
平成28年 3月		若狭町・小浜信用金庫・当金庫による、ふるさと納税の推進における相互連携協定を締結	
平成29年10月		福井県信用金庫協会・東京海上日動火災保険(株)・県内4信用金庫により、「地方創生に向けた福井県内企業支援等に関する連携協定」を締結	
		福井県下4信用金庫統一商品「後見支援預金」の取扱いを開始	
平成30年 7月		個人向け信託商品として、相続型金銭信託「しんきん相続信託『こころのバトン』」および生前贈与型金銭信託「しんきん暦年信託『こころのリボン』」の2商品の取扱い開始	
		金融機関と外部の事業者との間の安全なデータ連携を可能にする取組みとしてオープンAPIの取扱い開始	
平成31年 2月		金山支店を栗野支店内にて、店舗内店舗として営業開始	
		本店営業部駅前出張所(プラザいちご館)を、本店営業部に店舗統合	
令和元年 9月		特殊詐欺防止対策として、70歳以上で過去3年間ATMでの出金がない顧客を対象に福井県下4信用金庫が共同しATM出金利用制限を開始	
		入出金明細や残高をスマートフォンから確認できる「つるしん通帳アプリ」の取扱いを開始	
令和2年 4月		各種預金規定を民法改正に対応し改定、併せて電子化敦賀市内店舗において「(新型コロナウイルス対策事業)中小企業者事業継続支援給付金」受付を開始	
		神楽支店を本店営業部内店舗内店舗として営業を開始	
		栗野支店(店舗内店舗：金山支店)を新築移転オープン	
令和3年 1月		個人型確定拠出年金「しんきんiDeCo」の取扱いを開始	
令和4年 1月		信金中央金庫が創設した地域創生スキーム「SCBふるさと応援団」を活用し敦賀市へ寄付	
		店舗運営の効率化を目的として、松原支店を中央町支店のサテライト店舗として営業開始	
		手形・小切手の電子化開始に伴い電子交換所に参加	
		当金庫創立90周年記念事業として、「当地の未来を担う子供たちの学校教育環境の充実」を目的に、敦賀市・美浜町・若狭町へ寄付	
令和5年 1月		2021年1月以降に開設された口座で、2年以上未利用等の口座に対する未利用口座管理手数料の取扱いを開始	
		創立90周年記念事業として、メジャーリーグポストンレッドソックスの吉田正尚選手と当金庫理事長によるWEB対談実施	
		デジタル化への推進に向けて法人ポータル「つるしんケイエール」の取扱い開始	
		「こころ送金」および「Bank Pay」の取扱い開始	
		東京ビックサイトで開催した「よい仕事おこしフェア」に参加	
令和6年 1月		「新NISA」の取扱いを開始、投資信託19商品を追加	
		松原支店・中央町支店の新築移転オープンを記念し懸賞品付定期預金を発売	
		中央町支店(店舗内店舗：松原支店)を新築移転オープン	

# 預金商品のご案内

〈令和6年6月30日現在〉

種類	特色	期間	お預け入れ額
普通預金	いつでも出し入れ自由の預金です。給与、年金、配当金などの自動受取や、各種公共料金の自動支払など、おサイフがわりにご利用いただけます。キャッシュカードをセットされると更に便利です。	出し入れ自由	1円以上
無利息型普通預金 (決済用預金)	預金保険制度により全額保護されます。お利息はつきません。現行の普通預金同様の公共料金等の自動支払いや、給与、年金、配当金などの自動受取ができます。また、個人のお客様につきましては、総合口座のお取扱いができます。	"	"
総合口座	1冊の通帳に普通預金、定期預金及び自動融資がセットできる大変便利な預金です。資産管理と家計簿がわりにご利用いただけます。(20歳以上の方) (自動融資はお預入れ定期預金の90%最高500万円)	"	"
貯蓄預金	普通預金の便利さと定期預金の有利さを兼ね備えた預金です。お預かり残高に応じて段階的に金利が有利となる新しい預金です。 (公共料金等の自動支払い、給与、年金、配当金等の自動受取はできません。)	"	"
当座預金	会社や商店などのお取引に安全で機能的な小切手、手形をご利用いただく預金です。	"	"
通知預金	まとまったお金の短期運用に便利な預金です。	1週間以上	1万円以上
納税準備預金	納税に備えてあらかじめご準備いただく預金です。(非課税扱いとなっています。)	お引き出しは納税時	1円以上
スーパー積金	あらかじめ目標額を定めて、毎月一定額を積立て、無理なく資金づくりにお役立ていただく預金です。	6ヶ月以上5年	1,000円以上
ボーナス併用積金	毎月の積立てと、ボーナスをまとめて大きく増やす積金です。	6ヶ月以上5年	5,000円以上
味覚の会積金	毎年2回、各地の一流ホテル、料亭でグルメをお楽しみいただく、女性専用の積金です。 (参加料は別途ご負担いただきます。)	3年以上5年	5,000円以上
年金優遇定期積金	当金庫で公的年金(国民年金、厚生年金、各種共済年金等)をお受取中のお客様が対象となります。	2年6ヶ月 (払込回数15回)	2万円以上 (1千円単位)
年金優遇定期積金 「繫」	当金庫で公的年金(国民年金、厚生年金、各種共済年金等)をお受取中のお客様が対象となります。令和6年3月31日までの期間限定の商品です。	5年	1万円以上 5万円以下 (1千円単位)
消費税専用積金 「楽楽・笑納」	法人、個人事業主を対象とした消費税納付資金準備のための積金です。 納付時に不足が生じた場合には、消費税特別融資制度によるご相談に応じます。	6ヶ月以上5年	10,000円以上
財形預金	給料・ボーナスからの天引積立ですから、ムリなく資金作りができます。		
一般財形預金	使いみち自由な天引き預金です。(お利息は課税扱い)	3年以上	1,000円以上
年金財形預金	将来の年金資金を蓄える預金です。(住宅財形と合計し、お一人550万円まで非課税扱い)	5年以上	"
住宅財形預金	マイホーム取得の資金作りに有利な預金です。(年金財形と合計し、お一人550万円まで非課税扱い)	5年以上	"
定期預金	まとまったお金を大きく増やす自由金利の預金です。		
大口定期	大口の預金を高利回りで運用する最も有利な預金です。	1ヶ月以上5年	1千万円以上
スーパー定期	最も身近な預金です。(6ヵ月複利のお取扱いをご利用になれば更に有利となります。)	1ヶ月以上5年	1円以上
期日指定定期	1年複利で運用する自由金利の預金です。期間は最長3年ですが、1年たったら一部又は全額払出すことができます。(ご利用は個人の方のみです。)	最長3年 (据置1年)	100円以上 300万円未満
変動金利定期	市場実勢に合わせて金利を反映する自由金利の預金です。6ヵ月毎に金利が見直され、その時点で利息を受け取る単利型と複利型があります。	1年以上3年	100円以上
eco(エコ)定期	営業地域である敦賀・美浜・若狭(旧三方町)の三市町の燃やせるゴミの発生量が減った場合、減少度合に応じて金利が段階的に上がる商品です。	1年のみ	10万円以上 300万円未満
しんきん介護 支援定期	金利優遇スーパー定期預金で、市町村から認定された「要介護・要支援」の認定者および介護する配偶者または介護に携わる同居の家族に限ります。令和5年9月30日までの期間限定の商品です。	1年のみ	1万円以上 300万円以内
“あったか” 福祉定期	従来の福祉定期預金に預入資格対象者の公的年金・手当を当金庫でお受取りの方で、お一人300万円以内。令和6年2月29日までの期間限定の商品です。	1年のみ	1円以上 300万円以内 (介護支援定期を含む)
リサイクル定期	営業地域である敦賀・美浜・若狭(旧三方町)の三市町の資源ゴミの量が増加した場合、増加度合に応じて金利が段階的に上がる商品です。	1年のみ	10万円以上 300万円未満
年金優遇定期	公的年金をお受け取りの方、新規で年金自動受け取りをお申込の方に優遇金利でお預入れいただけます。令和6年2月29日までの期間限定の商品です。	1年のみ	1円以上 100万円以内 (お一人様100万円まで)
譲渡性預金(NCD)	譲渡性のある預金で、大口資金の短期運用に適しています。	1週間以上5年	5,000万円以上
後見支援預金	後見制度による支援を受ける方の預金のうち、通常使用しない金銭を「後見支援預金」として家庭裁判所の指示書に基づき管理する商品です。	家庭裁判所の指示書により出し入れ可能	家庭裁判所の指示書に記載の金額

## 融資商品のご案内

(令和6年6月30日現在)

種 類	資金のお使いみち	期 間	限度額	担 保 保 証 人
住 宅 ロ ー ン	住宅の新築、増改築、住宅の購入、住宅用地の購入資金にご利用下さい。	最長35年	5,000万円	担保 融資対象の不動産 保証 各保証会社の保証
つるしん住宅金融支援機構買取型住宅ローン“フラット35”	住宅の建築資金または住宅購入資金にご利用下さい。	最長35年	8,000万円	保証人 不要
住 宅 ロ ー ン “あったかホームゆめ”	住宅の新築、増改築、住宅の購入、住宅用地の購入資金、住宅ローン肩代わり資金にご利用下さい。	最長40年	1億円	保証 (一社)しんきん保証基金 保証 全国保証㈱
無担保住宅ローン	自宅の購入・リフォーム・住宅ローンの借換等、住宅資金全般にご利用下さい。	最長20年	1,500万円	保証 (一社)しんきん保証基金
リフォームローン	住宅の増改築、修繕費用、住宅関連設備機器等の購入資金としてご利用下さい。	最長15年	1,000万円	保証 (一社)しんきん保証基金 全国保証㈱
リフォームローン “快良くん”	住宅の増改築、リフォーム・エコ住宅資金としてご利用下さい。	最長15年	500万円	担保 原則不要 保証人 家族1名
住宅サポートローン	新生活に向けて必要となる引越、インテリア、家電、その他資金にご利用ください。住宅ローン契約者専用商品。	最長40年	500万円	保証 (一社)しんきん保証基金
住宅サポートローンワイド	健康で文化的な生活を営むために必要な資金にご利用ください。住宅ローン契約者専用商品。	最長20年	500万円	保証 (一社)しんきん保証基金
カーライフプラン	新車の購入、車の買替え、免許取得、車検、車庫費用等にご利用下さい。	15年以内	1,000万円	保証 (一社)しんきん保証基金
カ ー ド ロ ー ン	急なご出費にもいつでも安心してご利用下さい。	3年(自動更新)	50万円	保証 (一社)しんきん保証基金
カ ー ド ロ ー ン “きゃっする”	ご自由です。(事業資金は除きます。)	3年(自動更新)	最高900万円	保証 信金ギャランティ㈱
教育カードローン	入学から卒業まで、ローンカードでATMから自由に繰り返しお借入れができます。	14年9ヵ月以内	50万円以上 500万円以内	保証 (一社)しんきん保証基金
教 育 ロ ー ン “教育プラン”	入学金、授業料等の教育資金としてご利用下さい。	16年以内	1,000万円	保証 (一社)しんきん保証基金
教 育 ロ ー ン “学くん”	学校納付金等、受験費用、アパート・マンション費用、学習塾費、学習用品代などにご利用下さい。	10年以内	300万円	担保 原則不要 保証人 1名
教 育 ロ ー ン “Uターン”	対象の方が敦賀市・美浜町・若狭町の企業にUターン就職・勤務された場合、お申出日のお借入金金利から1.0%優遇いたします。	最長16年	1万円以上 1,000万円以内	保証 (一社)しんきん保証基金
個 人 ロ ー ン	家具の購入、旅行、レジャーの費用等豊かな暮らしづくりにご利用下さい。	10年以内	500万円	保証 (一社)しんきん保証基金
職域サポートローン “オアシス”	健康で文化的な生活を営むために必要な資金。職域サポート制度締結事業所専用商品。	最長15年	1,000万円	保証 (一社)しんきん保証基金
職域フリーローン “フィット”	お使いみちは自由です。(但し、事業性資金は除きます。) 職域サポート制度締結事業所専用商品。	10年以内	500万円	保証 (一社)しんきん保証基金
つるしんフリーローン “あんじょう”	お使いみちは自由です。(但し、事業性資金は除きます。)	最長10年	10万円以上 500万円以内	保証 (一社)しんきん保証基金 ㈱クレディセゾン ライフカード㈱
ビジネスサポート	事業性資金(当座貸越または証書貸付)	当座貸越 法人3年(自動更新) 個人1年(自動更新) 証書貸付 10年	300万円	保証 ライフカード㈱ 保証人 法人…原則代表者1名 個人…不要
地域連携カードローン “YELL・エール”	事業用資金をカードにより手軽にご利用いただけます。	1年または2年	50万円以上 500万円以内	保証 信用保証協会
つるしん新規開業ローン	開業時または開業後に必要となる事業資金	運転資金5年 設備資金7年	500万円	担保 原則不要 保証人 第三者保証人不要
ひ や く	運転資金・設備資金	運転資金7年 設備資金10年	3,000万円	担保 原則不要 保証人 法人…代表者1名、個人原則不要

このほかにも、手形割引、手形貸付、証書貸付などの一般事業資金のご融資、地方公共団体の各種制度融資、代理貸付業務もお取扱いをしております。代理貸付業務は、信金中央金庫、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人福祉医療機構などのお取扱いをしております。

## その他業務のご案内

種 類	内 容
内 国 為 替	国内各地の金融機関への送金、振込、手形、小切手の取立のお取扱いをいたしております。
外 国 為 替	主要外国通貨の両替、旅行小切手の買取りをいたしております。
国 債 窓 口 販 売	国債・個人向け国債のお取扱いをいたしております。
投 資 信 託 窓 口 販 売	株式や公社債に分散投資することにより資産形成をお手伝いいたします。
株 式 の 払 込 込	会社の設立、増資の際の資金の払込みのお取扱いをいたしております。
損 害 保 険	住宅ローン長期火災保険、債務返済支援保険、海外旅行保険、業務災害総合保険、傷害保険のお取扱いをいたしております。
生 命 保 険 窓 口 販 売	終身保険、医療保険、がん保険、介護保険のお取扱いをいたしております。
ス ポ ー ツ 振 興 く じ 当 せん 金 払 戻	当金庫の本店・栗野支店でスポーツ振興くじの当せん金の払い戻しのお取扱いをいたしております。
個 人 向 け 信 託 商 品	しんきん相続信託「こころのバトン」としんきん暦年信託「こころのリボン」のお取扱いをいたしております。
確 定 抛 出 年 金	信金中央金庫が提供する個人型確定拠出年金「しんきん iDeCo」のお取扱いをいたしております。

## 各種サービスのご案内

(令和6年6月30日現在)

種 類	内 容
自動支払サービス	電気、ガス、電話等の公共料金をはじめ、保険料、授業料、新聞代、国税、地方税、社会保険料など、ご指定の口座から自動的にお支払いいたします。
自動受取サービス	給与、年金、配当金などが、ご指定の口座に自動的に振り込まれます。
キャッシュサービス	「つるしん」のキャッシュカード・ローンカードは、当金庫の本支店および、全国の信用金庫のほか都銀、地銀などMICS提携金融機関やゆうちょ銀行、セブン銀行、イオン銀行、ローソン銀行等の提携自動機コーナーでご利用いただけます。また、当金庫の自動機コーナーでは、365日ご利用いただけます。
B a n k P a y	スマートフォン専用アプリを利用して、通帳から直接QRコード決済ができます。
しんきん通帳アプリ	ご利用いただく普通預金の入出金明細や残高が、お持ちのスマートフォンから確認できます。また、定期預金の預け入れ、キャッシュカードの紛失、住所変更の届出などもできる便利なアプリです。
デビットカードサービス	キャッシュカードをご使用してお買い物やサービスなどのお支払いができる便利なサービスで、J-Debit(ジェイデビット)マークのある全国の加盟店でご利用いただけます。
クレジットサービス	VISA・JCBなどのクレジットカードのお取扱いや、自動機コーナーでのキャッシングサービスもご利用いただけます。
しんきん携帯電子マネーチャージサービス	当金庫のお客様が「しんきん携帯電子マネーチャージアプリ」の操作により、お客様の預金口座から「E d y」購入代金を引き落として携帯電話の「おサイフケータイ®」に電子マネー「E d y」をチャージ(入金)するサービスをご利用いただけます。
個人インターネットバンキングサービス	パソコン、スマートフォンから当座預金・普通預金の残高照会、入出金照会、振込、振替、税金・各種料金の収納等をご利用いただけます。
法人インターネットバンキングサービス	法人または個人事業主のお客様がインターネットを利用して、総合振込・給与振込・都度振込・口座振替・口座の各種照会、税金・各種料金の収納等をご利用いただけます。
でんさいネットサービス	株式会社全銀電子債権ネットワーク(通称でんさいネット)が手形に代わる新たな決済手段として提供する「電子記録債権」を利用するためのサービスです。 当金庫ホームページから簡単に「発生・譲渡・支払」といった取引を安全かつ便利にご利用いただけます。
貸 金 庫	預金証書・有価証券・権利書・貴金属など大切な財産を安全・確実にお預かりいたします。
夜 間 金 庫	売上げ代金など営業時間終了後でも安全・確実にお預かりし、翌営業日にはご指定の預金口座へご入金いたします。
年 金 相 談	定期的に各店で、専門家による年金相談を無料で行っています。年金のあらゆる相談にご利用下さい。
本店営業部 土曜日営業	全営業店の預金取引、各種変更手続きも取扱っています(一部お取扱い出来ない業務がございます)。

## 信金中央金庫について

信金中央金庫(信金中金)は、「信用金庫のセントラルバンクの役割」・「機関投資家としての役割」・「地域金融機関としての役割」を併せ持つ金融機関として会員信用金庫と一体となって業務を行っています。

### 信金中金の役割

- ◇ 信用金庫のセントラルバンクとして
- ◇ 機関投資家として
- ◇ 地域金融機関として

### 信金中金の業務内容

- ◇ 預金業務
- ◇ 市場営業業務
- ◇ 決済業務
- ◇ 市場運用業務
- ◇ 貸出業務
- ◇ 債券(金融債)業務
- ◇ 信託業務
- ◇ 国際業務

### 信用金庫業界への支援

- ◇ 信金経営相談等の実施
- ◇ 業界の機械化への支援
- ◇ 信金からの研修生の受入
- ◇ 信金の顧客サービス支援
- ◇ 国債・政保債の業界引受け
- ◇ 業界、関連団体への助成

### 信金中金の主要計数等

(令和6年3月31日現在)

- ◇ 創 業 昭和25年6月1日
- ◇ 拠点数 国内14・海外6
- ◇ 総資産 47兆4,211億円
- ◇ 資金量 34兆4,042億円
- ◇ 出資金 8,909億円
- ◇ 連結自己資本比率 25.46%
- ◇ 会員数 254信用金庫
- ◇ 常勤役員数 1,263名
- ◇ 役職員一人当り資金量 272億円

## 金庫及びその他子会社等の概況

該当ありません。

## キャッシュコーナーのご案内

(令和6年7月1日現在)

		店舗／設置場所	営業時間
<b>営業店</b> ATM		本店 営業部	午前 8:00 ~ 午後 9:00
		美浜支店	
		三方支店	
		栗野支店	
		中央町支店	
<b>出張所</b> ATM		MEGAドン・キホーテUNY敦賀店	午前 8:00 ~ 午後 9:00 ※営業時間により変更となる場合があります。
		アル・プラザ敦賀	午前 9:00 ~ 午後 8:00 ※営業時間により変更となる場合があります。
		ワイプラザグルメ館	午前 8:00 ~ 午後 9:00
		バロー木崎店	

上記コーナーのATMは通帳繰越機能を備えておりますので、通帳を窓口にお持ちいただかなくても、終日(土日祝日含む)ATMにより通帳の繰越ができます。



### ご注意

- キャッシュサービスをご利用の際は、現金・キャッシュカード・通帳の置き忘れに注意してください。
- 通帳・キャッシュカードの紛失、暗証番号の管理には十分ご注意ください。
- 紛失・盗難の場合は、お取引店またはお近くの支店へご連絡ください。

営業時間外および土・日・祝日は  
 「しんぎんATM監視センター」 ☎0120-889259  
 または ☎06-6454-6631 で受付致します。

- 生年月日・電話番号・お車の番号・同一番号など、他人に類推されやすい暗証番号のご登録はできません。 ※ 同様にこの番号へのご変更もできません。  
 また、定期的に暗証番号の変更をお願いいたします。 ※ 暗証番号の変更は、ATMで行えます。

## ATMのお振込手数料

窓口よりお得です!!

お振込金額	同一店舗内	本支店宛	他行庫宛
3万円未満	220円	220円	440円
3万円以上	440円	440円	660円

※ATM・インターネットバンキングからのお振込は取扱い時間内であれば原則として即時振込となります。

## キャッシュコーナーご利用手数料

(令和6年6月30日現在)

### ●当金庫カードをご利用の場合(365日ご利用できます。)

平日 土・日・祝	8:00	出金	終日手数料無料	21:00
		入金		

### ●北陸3県の信用金庫カードをご利用の場合(365日ご利用できます。)

福井県内(福井・小浜・越前)  
石川県内(金沢・のと共栄・はくさん・興能)  
富山県内(高岡・富山・にいかわ・砺波・氷見伏木・新湊・石動)

平日 土・日・祝	8:00	出金	終日手数料無料	21:00
		入金		

※当金庫カードを福井県内・石川県内および富山県内の信用金庫でご利用いただいても終日手数料は無料です。

### ●県外の信用金庫(石川県内・富山県内の信用金庫を除く)カードをご利用の場合(365日ご利用できます。)

平日	8:00	出金	8:45	110円	18:00	無料	21:00	110円
		入金						
土曜日	8:00	出金	9:00	110円	14:00	無料	21:00	110円
		入金						
日曜・祝日	8:00	出金	110円				21:00	
		入金						

※一部の信用金庫カードでは「入金」および上記手数料でのお取扱いができない場合がございます。

※「祝日」と重なる「土曜日」は「祝日」扱いとなります。

### ●福井県内のJAバンク(JA/信連)カードをご利用の場合

平日 土・日・祝	8:00	出金	終日手数料無料	21:00
		入金		

※当金庫カードを福井銀行・福井県内のJA/バンクでご利用いただいても手数料は無料です。

※「入金」は、お取扱いしておりません。

※共同設置のATMコーナーで一部手数料が必要な場合がございます。

### ●福井銀行・福邦銀行カードをご利用の場合

平日 土・日・祝	8:00	出金	終日手数料無料	21:00
		入金		

※当金庫カードを福井銀行・福邦銀行でご利用いただいても手数料は無料です。

※共同設置のATMコーナーで一部手数料が必要な場合がございます。

### ●各種クレジットカード(キャッシング・返済)をご利用の場合

平日	8:00	出金	8:45	220円	18:00	110円	21:00	220円
		入金				無料		
土曜日	8:00	出金	9:00	不可	14:00	110円	21:00	220円
		入金				無料		
日曜・祝日	8:00	出金	9:00	不可	220円		21:00	
		入金			無料			

※一部のクレジットカードでは「入金」のお取扱いができない場合がございます。

※「祝日」と重なる「土曜日」は「祝日」扱いとなります。

### ●当金庫カードがデビットカードとしてご利用できる時間帯(365日ご利用できます。)

平日	0:00	無料	24:00
土曜日	0:00	無料	24:00
日曜日	8:00	無料	24:00